

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月19日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市国民健康保険条例（昭和34年3月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第5条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に規定する申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）に定める市町村民税（同法に定める特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村又は特別区の条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。</p>	<p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第5条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に規定する申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）に定める市町村民税（同法に定める特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村又は特別区の条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。</p>	

<p>(1) <u>20歳</u>以上の被保険者 当 該被保険者</p> <p>(2) <u>20歳未</u>満の被保険者 当 該被保険者の属する世帯の 世帯主</p> <p>2 から 6 まで (略)</p>	<p>(1) <u>18歳</u>以上の被保険者 当 該被保険者</p> <p>(2) <u>18歳未</u>満の被保険者 当 該被保険者の属する世帯の 世帯主</p> <p>2 から 6 まで (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に 係る所得割額)</p> <p>第9条 前条第2項の所得割額 は、保険税の賦課期日の属す る年の前年の所得に係る地方 税法第314条の2第1項に規 定する総所得金額及び山林所 得金額の合計額から同条第2 項の規定による控除をした後 の総所得金額及び山林所得金 額の合計額(以下「基礎控除 後の総所得金額等」とい う。)に<u>100分の5</u>を乗じて 算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第3項の所得割額は、 基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.8</u>を乗じて算定す る。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に 係る所得割額)</p> <p>第9条 前条第2項の所得割額 は、保険税の賦課期日の属す る年の前年の所得に係る地方 税法第314条の2第1項に規 定する総所得金額及び山林所 得金額の合計額から同条第2 項の規定による控除をした後 の総所得金額及び山林所得金 額の合計額(以下「基礎控除 後の総所得金額等」とい う。)に<u>100分の5.1</u>を乗じて 算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第3項の所得割額は、 基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.95</u>を乗じて算定す る。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に 係る被保険者均等割額)</p> <p>第10条 第8条第2項の被保険 者均等割額は、被保険者1人 について<u>25,900円</u>とする。</p> <p>2 第8条第3項の被保険者均 等割額は、被保険者1人につ いて<u>9,800円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に 係る被保険者均等割額)</p> <p>第10条 第8条第2項の被保険 者均等割額は、被保険者1人 について<u>27,400円</u>とする。</p> <p>2 第8条第3項の被保険者均 等割額は、被保険者1人につ いて<u>10,600円</u>とする。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第8条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第12条 第8条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,200円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第8条第1項の額(第16条の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下本条において同じ。)を課する。

2から9まで (略)

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合に

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第8条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.65を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第12条 第8条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,900円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第8条第1項の額(第16条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下本条において同じ。)を課する。

2から9まで (略)

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合に

字句の改正

字句の改正

字句の改正

は、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定す

は、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について

字句の追加

字句の追加

字句の追加

る公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条及び付則第18項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）  
1人について 18,130円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）  
1人について 6,860円

ハ 介護納付金課税被保険

同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条及び付則第18項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 19,180円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,420円

ハ 介護納付金課税被保険

字句の追加

字句の改正

字句の追加

字句の改正

<p>者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,540円</u></p> <p>(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>12,950円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,900円</u></p>	<p>者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,030円</u></p> <p>(2) 地方税法第703条の5第<u>1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,700円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の<u>後期高齢者支援金等課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除</p>	<p>字句の改正 字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
--	--	---

<p>ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,100円</u></p> <p>(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,180円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の被保険者均等割額 被保</p>	<p>く。）1人について <u>5,300円</u></p> <p>ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,450円</u></p> <p>(3) 地方税法第703条の5第<u>1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,480円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の<u>後期高齢者支援金等課税</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
---	---	---



険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1,960円

ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,440円

額の被保険者均等割額  
被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,120円

ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）  
1人について 2,580円

2 国民健康保険税の納税義務

者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 前項第1号イに規定す

字句の改正

字句の改正

項の追加

<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯</p>	<p>る金額を減額した世帯</p> <p><u>4,110円</u></p> <p>ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯</p> <p><u>6,850円</u></p> <p>ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯</p> <p><u>10,960円</u></p> <p>ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,700円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>イ 前項第1号ロに規定する金額を減額した世帯</p> <p><u>1,590円</u></p> <p>ロ 前項第2号ロに規定する金額を減額した世帯</p> <p><u>2,650円</u></p> <p>ハ 前項第3号ロに規定する金額を減額した世帯</p> <p><u>4,240円</u></p> <p>ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,300円</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯</p>	
--	---	--

に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（地方税法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。）である場合における第9条、第11条及び前条の規定の適用については、第9条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第16条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（地方税法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。）である場合における第9条、第11条及び前条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第16条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

字句の追加

字句の改正  
字句の追加

字句の追加

<p>(保険税の減免)</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し、保険税を減免する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する被保険者の属する世帯の納税義務者(第16条第1号の規定の適用を受ける者を除く。)</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第16条の規定の適用については、同条中「地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5に規定する総所得金額(所得税</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し、保険税を減免する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する被保険者の属する世帯の納税義務者(第16条第1項第1号の規定の適用を受ける者を除く。)</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第16条第1項の規定の適用については、同条中「地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第1項に規定する</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
--	---	---

法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の2第5項に規定する上場

総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第9条、第11条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の2第5項に規

字句の追加

字句の追加

株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計

定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計

字句の追加

<p>額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>7 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条</p>	<p>額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>7 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第9条、第11条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
--	---	---------------------------

<p>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>字句の追加</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第9条、第11条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とす</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>



(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若

る。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若

字句の追加

字句の追加

しくは特定同一世帯所属者が  
地方税法附則第33条の3第5  
項の事業所得又は雑所得を有  
する場合における第9条、第  
11条及び第16条の規定の適用  
については、第9条第1項中  
「及び山林所得金額」とある  
のは「及び山林所得金額並び  
に同法附則第33条の3第5項  
に規定する土地等に係る事業  
所得等の金額」と、「同条第  
2項」とあるのは「同法第  
314条の2第2項」と、同条  
第2項中「又は山林所得金  
額」とあるのは「若しくは山  
林所得金額又は同法附則第33  
条の3第5項に規定する土地  
等に係る事業所得等の金額」  
と、第16条中「及び山林所得  
金額」とあるのは「及び山林  
所得金額並びに同法附則第33  
条の3第5項に規定する土地  
等に係る事業所得等の金額」  
とする。

(特例適用利子等に係る国民  
健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属す  
る国民健康保険の被保険者若  
しくは特定同一世帯所属者が  
外国居住者等の所得に対する  
相互主義による所得税等の非  
課税等に関する法律(昭和37  
年法律第144号)第8条第2  
項に規定する特例適用利子  
等、同法第12条第5項に規定  
する特例適用利子等又は同法

しくは特定同一世帯所属者が  
地方税法附則第33条の3第5  
項の事業所得又は雑所得を有  
する場合における第9条、第  
11条及び第16条第1項の規定  
の適用については、第9条第  
1項中「及び山林所得金額」  
とあるのは「及び山林所得金  
額並びに同法附則第33条の3  
第5項に規定する土地等に係  
る事業所得等の金額」と、「  
同条第2項」とあるのは「同  
法第314条の2第2項」と、  
同条第2項中「又は山林所得  
金額」とあるのは「若しくは  
山林所得金額又は同法附則第  
33条の3第5項に規定する土  
地等に係る事業所得等の金  
額」と、第16条第1項中「及  
び山林所得金額」とあるのは  
「及び山林所得金額並びに同  
法附則第33条の3第5項に規  
定する土地等に係る事業所得  
等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民  
健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属す  
る国民健康保険の被保険者若  
しくは特定同一世帯所属者が  
外国居住者等の所得に対する  
相互主義による所得税等の非  
課税等に関する法律(昭和37  
年法律第144号)第8条第2  
項に規定する特例適用利子  
等、同法第12条第5項に規定  
する特例適用利子等又は同法

字句の追加

字句の追加

第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第16条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第16条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属す

第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第16条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第16条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属す

字句の追加

字句の追加

字句の追加

る国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第16条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第16条中「山林

る国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第16条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第16条第

字句の追加

字句の追加

字句の追加

所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等

1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等

字句の追加

法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合

実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の

字句の追加

字句の追加

<p>計額から地方税法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>16及び17 （略）</p> <p>（国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>18 当分の間、第18条第1項の規定の適用については、同項第2号中「又はこれに準ずると認められる者」とあるのは、「若しくはこれに準ずると認められる者又は被保険者（減免を受けようとする日の属する年度の4月1日（同日後に出生した場合は、その出生した日）において18歳未満である者に限り、世帯主及びその配偶者を除く。）が2人以上属し、かつ、賦課期日（同日後に新たに納税義務者と</p>	<p>額の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>16及び17 （略）</p> <p>（国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>18 当分の間、第18条第1項の規定の適用については、同項第2号中「又はこれに準ずると認められる者」とあるのは、「若しくはこれに準ずると認められる者又は被保険者（減免を受けようとする日の属する年度において6歳に達する日以後の最初の4月1日以降であり、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者に限り、世帯主及びその配偶者を除く。）が2人以上属し、かつ、賦課期</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>
---	--	---------------------------

<p>なった場合は、その納税義務者となった日)において地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額(第16条の2及び付則第4項から付則第15項までの規定の適用を受ける場合にあつては、これらの規定の適用後の額)の合算額が<u>400万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、<u>400万円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者」とする。</p>	<p>日(同日後に新たに納税義務者となった場合は、その納税義務者となった日)において地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額(第16条の2及び付則第4項から付則第15項までの規定の適用を受ける場合にあつては、これらの規定の適用後の額)の合算額が<u>500万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、<u>500万円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者」とする。</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	---	--

### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の武蔵野市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(保険税の減免の特例に関する経過措置)

- 3 市長は、新条例付則第18項の規定により読み替えて適用される新条例第18条第1項の規定による保険税の減免を受けようとする者(被保険者(減免を受けようとする日の属する年度において6歳に達する日以後の最初の4月1日以降であり、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者に限り、世帯主及びその配偶者を除く。)が2人以上属し、かつ、賦課期日(同日後に新たに納税義務者となった場合は、その納税義務者となった日)において地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額(新条例第16条の2及び付則第4



項から付則第15項までの規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定の適用後の額)の合算額が500万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び新条例第15条第9項に規定する特定同一世帯所属者のうち新条例第16条第1項第1号に規定する給与所得者等の数(以下「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあっては、500万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者に限る。)が、この条例の施行の際現に行っている国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項の規定による資格の取得の届出(同条第14項の規定により当該届出があったものとみなされる場合を含む。)は、当該被保険者に係る新条例第18条第2項の規定による減免の申請とみなすことができる。

(提案理由)

国民健康保険財政の健全化を図るため国民健康保険税の税率等を引き上げるほか、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行等を踏まえ、所要の改正をするものである。